

## 東谷山 COCON 保育園 重要事項説明書

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### <施設の概要>

|       |                |
|-------|----------------|
| 種別    | 認可保育所          |
| 設置主体  | 株式会社古今         |
| 名称    | 東谷山COCON保育園    |
| 所在地   | 鹿児島市東谷山4丁目5-11 |
| 連絡先   | 099-821-5670   |
| 施設長   | 園長 竹之内 久美      |
| 開設年月日 | 令和7年4月1日       |

#### <目的>

東谷山COCON保育園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行い、保育が必要な子どもに対し健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

#### <運営の方針>

(1) 児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守する。

(2) 子どもの心身の発達状態に応じた個々の応答的な関わりの中で家庭との連携を保ち、適切な判断に基づく保険的な対応に心がける

(3) 子育てに関する知識や技術を提供し保護者を支援する

(4) 生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期なので、身体感覚を伴う多様な経験を多く積み、豊かな感性とともに好奇心・探求心・思考力を培う為の発達援助をおこなう

#### <理念>

基本生活習慣を学び子どもたちに愛情を注ぎ生活できる自立と生きる力の基礎を培う。

#### <基本方針>

- ・ 笑顔で元気にあいさつができる子  
きちんとあいさつができ正しい言葉使いを育てる。
- ・ 自分で考え思いを言葉で伝えられる子  
喜怒哀楽が素直に表現でき自分の意思がはっきり伝えられるように育てる。
- ・ 感謝する心をもった子  
多くの人とのかかわりの中で自立心を培い、思いやりや感謝の気持ちをもって生活できるよう育てる。

### 2. 提供する保育の内容

当園は、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、入所時の年齢、子どもの心身の

発達状況に応じて指導計画を立て、特定教育・保育・養護を総合的に提供します。

また、教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。

### 3. 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種    | 員数  | 職務内容                                                                       |
|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 園長    | 1人  | 教育・保育・養護の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むと共に、一体的な管理運営を行う。                         |
| 主任保育士 | 1人  | 保育所保育指針に基づき、園児に教育・保育・養護を一体的に実施する内容を総合的に把握し、適切に保育士が園児に教育・保育・養護が施されているか管理する。 |
| 保育士   | 10人 | 保育所保育指針に基づき、園児に教育・保育・養護を一体的に実施する。                                          |
| 調理員   | 1人  | 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。                                                  |
| 嘱託医   | 1人  | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。                                |
| 嘱託歯科医 | 1人  | 園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。                              |

### 4. 保育を行う日及び時間等

|        |                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで                                                          |
| 保育時間   | 7時～18時（保育標準時間）<br>9時～17時（保育短時間）                                     |
| 延長保育   | 18時～19時（保育標準時間）<br>7時～9時（保育短時間）<br>17時～18時（保育短時間）<br>18時～19時（保育短時間） |
| 開所時間   | 7時～19時（18時～19時 延長保育）                                                |
| 休業日    | 日曜日 祝日 12月29日～1月3日 年度末3月31日                                         |

### 5. 保護者の負担について

<利用料金について>

| 認定    | 2号認定                         | 3号認定              |
|-------|------------------------------|-------------------|
| 副食費   | 副食費：4,500円（満3歳児は除く）          | 保育料に含む            |
| 保育料   | 保育料無償（満3歳児は除く）               | 市が定めた保育料の納入となります。 |
| 延長保育料 | 保育標準時間 18時00分～19時00分 1回 300円 |                   |

|  |                                                                                                                                               |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 保育短時間<br>7 時 00 分 ～ 8 時 00 分 1 回 300 円<br>8 時 00 分 ～ 9 時 00 分 1 回 200 円<br>17 時 00 分 ～ 18 時 00 分 1 回 300 円<br>18 時 00 分 ～ 19 時 00 分 1 回 200 円 |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

<日用品・教材費等の実費徴収について>

| 分類   | 内容・目的          | 金額         |
|------|----------------|------------|
| 行事費  | 該当する行事の際に徴収します | 随時、実費を徴収   |
| 指定用品 | 体操服上下          | 4,400 円    |
|      | 帽子             | 一着 1,000 円 |
|      | スモック(活動用)      | 一着 2,000 円 |

<支払い方法について>

口座振替

## 6. 利用定員

|     | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 | 3 歳児 | 4 歳児 | 5 歳児 | 合計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|----|
| 2 号 |      |      |      | 0    | 7    | 3    | 10 |
| 3 号 | 2    | 3    | 7    |      |      |      | 12 |
| 合計  | 2    | 3    | 7    | 0    | 7    | 3    | 22 |

## 7. 利用の開始及び終了に関する事項等

<利用の決定>

市町村が行う利用調整によります。

<退園理由>

- (1)「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条 5 の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2)支給認定保護者から当園の利用取り消しの申し出があったとき。
- (3)市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4)その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

## 8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

<緊急時等における対応方法>

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、速やかに利用子どもの保護者または緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 消防署名 | 鹿児島市南消防署 谷山分遣隊             |
| 所在地  | 〒891-0122 鹿児島市上福元町 5,855-2 |
| 電話番号 | 099-267-0119               |

【管轄する警察署】

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 警察署名 | 鹿児島南警察署               |
| 所在地  | 〒890-0115 鹿児島市東開町1番地5 |
| 電話番号 | 099-269-0110          |

<非常災害対策>

|           |                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------|
| 防火管理者     | 川野 恵                                              |
| 消防計画届出年月日 | 令和7年2月27日                                         |
| 避難訓練      | 毎月実施                                              |
| 防火設備      | 火災報知器・消火器                                         |
| 避難場所      | 第一避難場所 建物駐車場<br>第二避難場所 東谷山小学校 鹿児島市魚見町124-1(1.2km) |
| 緊急時の連絡手段  | 電話 専用メール 専用ホームページでの情報提供                           |
| 園児の引渡しの方法 | 保護者への引き渡しは、原則として、避難場所において、各クラスの担任が必ず確認した後に行う。     |

9. 要望・相談の受付

|                |                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 要望、相談、苦情受付担当者  | 園長 竹之内 久美                                                              |
| 要望、相談、苦情解決者    | 代表取締役 川上 泰弘                                                            |
| 第三者委員          | 外部委員(英語教師)脇田 博子 TEL: 090-7167-7395<br>(元鹿児島県議員)成尾 信春 TEL:090-3327-6473 |
| 要望、相談、苦情の受付方法  | 面談、電話、文書等の方法により受け付けています。                                               |
| 要望、相談、苦情への対応方法 | 要望、苦情を受けた場合には、適切に対応し改善を図るようにします。                                       |

10. 保険に関する事項

|       |                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険の種類 | 学校契約団体障害保険                                                                                 |
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害 入院・通院 特定感染症危険担保特約 熱中症危険担保特約                                                        |
| 保険の金額 | 【死亡・後遺障害】1人あたり3,000万円 合計60,000万円<br>【入院】1人あたり3,000円 合計60,000円<br>【通院】1人あたり2,000円 合計40,000円 |

## 11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

＜守秘義務及び個人情報の取り扱いについて＞

- ・職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。
- ・小学校、特定教育・特定保育施設等、地域子ども、子育て支援事業を行うその他の機関に対して利用する子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし特段の理由がある場合にはもしくは別に定めのある場合は除く。
- ・園児及びその保護者に係る個人情報については以下の目的の為に、必要最小限の範囲内において使用します。
- ・小学校への円滑な移行、継続が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・他の保育園へ転入する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設の間で必要な連絡調整を行なうこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。
- ・園で撮影した写真や動画のデータや氏名をホームページ、SNS、園だより、クラスだより等に使用すること。

※情報の掲載を望まれない方は遠慮なく申し出ください。